

都市整備部の「運営方針と目標」（平成 22 年度）

都市整備部長兼都市整備部調整担当部長 大石田 久宗

都市整備部技監兼広域まちづくり等担当部長 小俣 崇

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

・「高環境・高福祉のまち」、「緑と水の公園都市」の実現に向け、まちづくり事業を総合的に推進します。具体的には、災害に強い都市基盤の整備を図るとともに、バリアフリーのまちづくりを重点的に推進し、安全でうるおいのある快適空間のまちづくりを、市民、事業者との協働で進めます。

・緑と水のネットワーク整備、景観や環境への配慮、市民が主体となった地域のまちづくり支援、地域特性を活かした魅力と活力のある再開発事業等を推進します。

・公共施設の効率的な維持・保全・活用を図り、都市再生に向けた推進体制の整備を進めます。公共施設のデータベースシステムをもとに、施設保全情報の一元的管理を行います。

・下水道施設の更新と広域的な視点からの再構築を図るとともに、合流式下水道の改善、防災拠点周辺の下水道施設の耐震化、都市型水害対策の促進を図ります。

各課の役割

都市整備部は、まちづくり推進課、公共施設課、道路交通課、建築指導課、下水道課、緑と公園課の6課で構成され、「人間のあすへのまち」の実現を目指し、安全とうるおいのある快適空間のまちをつくるため、①都市計画、再開発及び住宅政策、②公共施設の一元管理、③道路、橋りょう等及び都市交通、交通安全対策、④建築基準行政、⑤下水道、⑥緑化及び公園などの推進及び整備を行っています。

2 部の経営資源（平成 22 年 4 月 1 日現在）

①職員数

職員数

都市整備部職員 117 人

職員比率（正規職員）都市整備部 117 人 / 市職員 1,026 人 職員比率 約 11.4%

②予算規模

予算規模

平成22年度都市整備部予算額

一般会計 3,512,316,000 円

下水道事業特別会計 2,963,385,000 円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

・緑と水の公園都市を目指す事業の推進

緑と水の公園都市の実現に向けて「緑と水の基本計画（第2次緑と水の回遊ルート整備計画）」に基づき、大沢の里整備事業を始め、公園等の公有地化や整備の促進、公園が安全で安心して遊べる空間となるような改修事業等を進めます。また、市民との協働の取り組みを引き続き推進するため、平成21年度に設立された特定非営利活動法人花と緑のまち三鷹創造協会と役割を分担しつつ、連携を図りながら市制施行60周年記念事業となる「花と緑のフェスティバル」の開催、市民との協働による花壇づくりや花と緑の広場の運営を行います。こうした取り組みやまちづくりの全般的な事業を通して、緑と水の豊かな良好な都市環境の創出に取り組んでいきます。

・まちづくり3計画の改定・策定

「緑と水の公園都市」を実現するためのまちづくりに関する三鷹市土地利用総合計画、三鷹市緑と水の基本計画及び三鷹風景づくり計画（仮称）（以下「3計画」という。）については、順次改定や策定に取り組めます。

3計画の改定・策定に当たっては、上位計画となる第4次基本計画と整合を図るとともに、まち歩き・ワークショップの市民参加の手法により、地域課題・特徴を把握して、計画改定・策定の基礎となる資料をとりまとめます。

また、市民参加の具体的手法等の検討に当たっては、庁内に「まちづくりワークショップ等推進プロジェクトチーム」を設置し、幅広い市民の参加による取り組みが実施できるよう進めていきます。

・都市計画道路等道路整備・バリアフリー化の推進

都市計画道路3・4・13号について、引き続き用地買収に取り組むほか、都市計画道路3・4・7号の三鷹市八幡前交差点～下連雀七丁目交差点間約235mについて、「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」を活用して整備に取り組むとともに「バリアフリーのまちづくり基本構想」に基づく、道路のバリアフリー化事業に積極的に取り組みます。

また、安全なみちづくりの観点から、市民参加によるみちづくり・まちづくりへの取り組みが始まっている地域では、これを支援しつつ、協働の取り組みを推進していきます。

・東京外かく環状道路計画

東京外かく環状道路事業は、国の事業の進め方について不明確な部分が多い状況にあります。市は、三鷹地区検討会等で提起された課題について、国・東京都が策定した「対応の方針」が、事業化後の各段階において確実に実行されるよう、国・東京都に対し強く要請していきます。

また、本市へ与える影響と対策については、多岐にわたる検討課題について、助言者会議等の意見を聴きながら、慎重に調査・検討を行うとともに、周辺のまちづくりと連携した外環計画となるよう、国・東京都に対し要請するなど適切に対応していきます。

・三鷹駅前再開発事業の推進

「三鷹駅前地区再開発基本計画」に基づき、「安全と安心のまちづくり」「都市の活性化」「良好な市街地の形成」「まちの個性の創出」という4つの基本的な視点に

加え、「バリアフリーのまちづくり」や、「協働のまちづくりの視点」を加味して積極的に取り組んでいきます。

今後、三鷹駅南口の拠点となる「三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業」等について、三鷹駅周辺の文化の拠点、賑わいの拠点となる集客施設など都市型産業の集積、駐車場・駐輪場の確保等を考慮し、事業化に向け支援を行っていきます。

・都市交通環境の整備

三鷹駅南口周辺の自転車問題解決の一環として、市有地の立体的活用や民有地の有効活用を図るとともに、放置自転車の撤去方法の見直し等により、放置自転車減少に向けた体制を強化し、鉄道駅周辺の交通環境の改善を推進します。また、自転車事故の減少が緊急課題となっていることから、東京都と連携して自転車が安全に安心して通行するための自転車走行空間のネットワーク化を図ります。

「総合的な交通計画」については、昨年度に設置した地域公共交通活性化協議会において協議を行い、策定に取り組みます。バス交通については、コミュニティバス事業基本方針に基づき、新規路線の運行に向けた取り組みを進めるとともに、計画的に改善対象ゾーンに対する見直しを進め、市域全体の交通利便性の向上に向けて、みたかバスネットの推進を図ります。

・下水道事業の新たな課題への対応

「合流式下水道改善計画」に基づき、引き続き雨天時の越流水による河川の汚濁防止対策に取り組むとともに、市単独処理区である東部処理区の東京都流域下水道等への編入協議を進めます。また、集中豪雨による「都市型水害」に対応するため雨水管等の整備を推進するとともに、平成20年度に策定した「下水道再生計画(下水道地震対策整備計画)」に基づき、下水道施設の耐震化を行い、広く市民の安全安心の生活環境の確保に努めます。

・公共施設ファシリティ・マネジメントの推進

市の大きな経営資源である公共施設を効率的に整備し、有効に利活用していく「ファシリティ・マネジメント」の推進を図り、施設機能の維持・保全と質的向上を計画的に進めます。施設の長寿命化やライフサイクルコストの適正化を図りながら、施設サービスの向上や資産利活用の適正化に向けて取り組みます。また、市が所有する資産の正確な把握及び適正な評価に取り組むとともに、固定資産台帳の整備を計画的に行い、公有財産の利活用及び地方公共団体における公会計制度の改革に対応していきます。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

1 まちづくり3計画の改定及び策定の検討

(まちづくり推進課・緑と公園課) <「施政方針」掲載事業>

三鷹市土地利用総合計画の改定

土地利用総合計画は、三鷹市の将来像とその実現のため、土地利用を基本とした施策を示すものです。改定に当たり、新たな視点として、外環道建設に伴う地域の将来像や市民センター周辺地区の整備などの都市の更新への対応とともに、東京都の区域マスタープラン等との整合を図ります。

平成22年度は、市民参加の取り組みを行い改定の基礎となる資料をとりまとめまいります。

三鷹風景づくり計画（仮称）の策定

三鷹市にふさわしい、地域特性を活かした風景の創出を図るため、景観法に基づく景観計画として「三鷹風景づくり計画（仮称）」の策定を検討します。策定に当たっては、市民参加による「まち歩き・ワークショップ」に加えて、市制施行 60 周年記念事業として「三鷹風景百選」の取り組みを行うなど、将来に向けた風景・景観づくりへの市民の機運を高めながら検討を進めてまいります。

三鷹市緑と水の基本計画の改定

市内に残された貴重な緑や水、ふるさと資源等を活かしながら、緑と水の公園都市のまちづくりを一層推進するため、安全性や利便性、快適性等を視点に、より実践的な計画となるための見直しを行います。改定に当たっては、緑の現況調査や三鷹風景づくり計画（仮称）の基礎調査等を踏まえ、現計画の事業進捗、関連計画、社会情勢等から課題等を整理するとともに、改定の基本的な考え方や見直しの視点や方向性、目標、柱やポイントとなる事項など、新たな計画の骨格となる事項について取りまとめます。また、その計画の目標達成のための施策や体系、重点事項等についても、市民の意見や要望等を把握しながら検討を進めてまいります。

（目標指標：まち歩き・ワークショップを活用した市民参加の実施）

2 花と緑のまちづくりの推進（花と緑のフェスティバル—市制施行 60 周年記念事業—）（緑と公園課）〈「施政方針」掲載事業〉

特定非営利活動法人花と緑のまち三鷹創造協会が行うイベントや講座、人材の育成事業、緑の保全・緑化推進事業等への支援を行います。また、花と緑のフェスティバルの運営、街かどの花壇づくり、公園緑地を活用したコミュニティガーデンの整備、ふれあいの里のイベントを同協会に委託し、実施します。

（目標指標：花と緑のまち三鷹創造協会が行う事業や円滑な運営を支援します。）

3 三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業の支援（都市再生機構との連携強化）

（まちづくり推進課）〈「施政方針」掲載事業〉

地元からの要請を受けて、文化劇場跡地を所有する都市再生機構との連携を強化し、三鷹駅南口中央通り東地区（三鷹センター周辺・文化劇場跡地）の再開発が三鷹駅南口周辺地区の核となり、当該地域及びその周辺地域の活性化が図られるよう、地元の合意形成の支援及び市街地再開発事業に向けた検討を進めていきます。

また、都市計画手続きについては、まちづくりや景観の観点から高度利用地区と市街地再開発事業に加えて、地区計画等の面的なまちづくりについて検討します。

（目標指標：高度利用地区・市街地再開発事業等の都市計画素案の作成）

4 東京外かく環状道路に関する調査・検討（まちづくり推進課）

東京外かく環状道路事業は、国の事業の進め方について不明確な部分が多い状況にあります。市は、三鷹地区検討会等で市民から提起された課題に対し、国・東京都が示した「対応の方針」が確実に実行されるよう、国・東京都に強く要請していきます。

ジャンクション周辺地域のまちづくりについては、今後取り組む市民参加によるまちづくりの検討準備を行うとともに、周辺都市計画道路の事業化に向けた調整等について関係機関と協議を進めるなど、市民及び関係機関の協働によるまちづくりが進むよう積極的に取り組んでいきます。

また、多岐にわたる課題について、柔軟に対応できるよう助言者会議等で検討を行うとともに、農業法人と締結した「都市農地の保全等に関するパートナーシップ協定」に基づき代替農地の維持管理に係る実証実験を行うなど、市民生活への影響に関すること等を三鷹市独自の視点から検証します。

(目標指標：地域環境への保全対策を国及び東京都に要請し、外環周辺のまちづくりと連携したまちづくりについて調査・検討をしていきます。)

5 連雀通りの整備の推進（まちづくり推進課）〈「施政方針」掲載事業〉

平成 21 年 4 月に東京都と「新まちづくり・まちづくりパートナー事業」の協定を結び、三鷹市八幡前交差点～下連雀七丁目交差点 延長約 235m間について、慢性的な渋滞の解消や拡幅による歩行空間を確保するための事業に着手しました。平成 22 年度は、用地測量、用地買収に取り組んでいきます。

また、本事業にあわせて、東京都が本区間の東側から狐久保交差点付近までの間について街路事業に向けた測量に着手したことから、調整と連携を図りながら、進めていきます。「連雀通り商店街地区」については、東京都が施行する街路事業と一体的に、「まちづくり推進地区整備方針」に基づくまちづくりが推進できるよう、東京都と協議を進めていきます。

(目標指標：用地測量の実施、用地買収約 93 ㎡)

※ みちづくり・まちづくりパートナー事業とは、市が都から委託を受け、測量、用地買収を行い、整備を自費工事として実施するものです。

6 三鷹台駅前周辺のまちづくりの推進（まちづくり推進課・道路交通課）

三鷹都市計画道路 3・4・10 号（三鷹台駅前通り）については、地域住民や地権者の意向を踏まえ、計画幅員等の都市計画変更手続きに向けて、引き続き東京都と協議を行っていきます。また、都市計画変更に向けた取り組みとして、東京都と確認した方向性について、詳細なシミュレーション等を行い、まちづくり条例の規定に基づく「地区整備方針」を検討します。地域のまちづくり活動については、引き続き、株式会社まちづくり三鷹とともに支援を行っていきます。

また、三鷹台まちづくり協議会からの「三鷹台駅前通りへの歩道設置に係る緊急提言」を受け、早急な事業実施の必要性がある三鷹台駅周辺区域（三鷹台駅前交番～立教女学院区間、延べ延長約 232m）について、バリアフリーに配慮した歩行空間の整備を行います。

(目標指標：まちづくり推進地区整備方針の検討、用地取得 106 ㎡（全体取得面積の 20.5%）及び三鷹台 1 号踏切道拡幅工事を実施します。)

7 公共施設の保全・活用に向けた取り組み（公共施設課）

公共施設の効率的な維持・保全・活用に向けた取り組みを進めます。

公共施設の情報を一元的に管理するデータベースシステムをもとに、施設データの分析・評価を行い、公共施設維持・保全計画の策定に向けた検討を進めます。ふるさと雇用再生特別補助金を活用し、公共施設の各種図面の電子データ化を進めます。また、新地方公会計制度における固定資産台帳整備に向け、土地の棚卸・評価を行います。

(目標指標：施設データの分析・評価、公共施設維持・保全計画策定の検討、施設図面の電子データ化、土地の棚卸・評価に取り組みます。)

8 みたかバスネットの推進（道路交通課）〈「施政方針」掲載事業〉

コミュニティバス事業基本方針に基づき、見直し優先度の高い改善対象ゾーンを中心に見直しを行っていきます。見直し後は、利用状況等の分析により、利便性の向上について客観的な検証を行い、さらなる改善につなげていきます。

また、平成 21 年度に設置した地域公共交通活性化協議会において、「総合的な交通計画」の策定に向けた取り組みを行い、都市交通の充実を図ります。

(目標指標：コミュニティバス事業基本方針に基づき、見直し要望の高いルートから、順次、具体的な事業展開を推進してまいります。)

9 駐輪場整備基本方針の策定 (道路交通課)

市内の放置自転車対策は大きな課題であり、駐輪場の管理運営のあり方と公平で適正な受益者負担が求められています。そこで、平成 22 年度は、駐輪場整備基本方針を策定し、総合的な駐輪場対策を推進します。

(目標指標：駐輪場整備基本方針を策定します。)

10 「下水道再生計画 (下水道地震対策整備計画)」の推進

(下水道課) <「施政方針」掲載事業>

平成 16 年 10 月に発生した新潟県中越地震では、阪神淡路大震災以来ともいえる大規模な被害を下水道施設にもたらしたことから、国は緊急性の高い地震対策を早急を実施するため、平成 18 年度に国庫補助事業として「下水道地震対策緊急整備事業」を創設しました。これを活用して平成 20 年度に策定した「下水道再生計画 (下水道地震対策整備計画)」に基づき、平成 21～25 年の 5 か年で「三鷹市地域防災計画」に位置づけられた防災拠点周辺の下水道施設の耐震化を優先順位の高いものから、緊急かつ重点的に推進します。

平成 22 年度は、平成 21 年度に行った実施設計に基づき、防災拠点周辺の下水道施設の耐震化を行うとともに、平成 23 年度の実施設計を行います。

(目標指標：「下水道再生計画 (下水道地震対策整備計画)」に基づき、下水道施設の耐震化の整備及び平成 23 年度の実施設計を行います。)

11 都市型水害対策としての雨水管等整備事業 (下水道課) <「施政方針」掲載事業>

集中豪雨による「都市型水害」に対応するため、緊急対策を要する中原地区について雨水管等の整備を行うとともに、平成 18 年度に行った「都市型水害対策に係る雨水流出解析業務」の結果を踏まえ、新川地区の貯留管等の整備工事を行います。また、平成 21 年度に引き続き、浸水被害が発生する恐れがある地域を中心に、道路雨水貯留浸透施設の設置及び平成 23 年度の実施設計を行います。

(目標指標：雨水管等の整備 650m、貯留管等整備工事 53m、道路雨水貯留浸透施設の設置 274m 及び平成 23 年度の実施設計を実施します。)

12 安全安心な橋梁の整備 (道路交通課) <「施政方針」掲載事業>

平成 18 年度に実施した橋梁現況調査の結果に基づき、老朽化している「新橋」及び「宮下橋」について、防災の視点や安全性・耐久性の確保を図るための架け替え工事に向けて平成 20 年度に基本設計等を実施し、この成果に基づいて平成 21 年度に「新橋」の実施設計を行いました。平成 22 年度は「新橋」の架替工事に着手し、平成 23 年度内の完成を目指します。

なお、この 2 橋は、国の史跡に指定された玉川上水に架かる橋梁であるため、周辺環境との調和を図るとともに、関係機関、関係団体等との調整を図りながら事業を進めています。

(目標指標：「新橋」の架替工事に着手します。)

13 緑と水の拠点・ルートの整備 (緑と公園課) <「施政方針」掲載事業>

緑と水の 3 大拠点の一つである大沢の里について、野川左岸部分の用地買収を行い、貴重な自然の保全を図るとともに、回遊ルートサインの整備として、平成

19 年に策定した「緑と水の回遊ルートサイン整備計画」に基づき案内板を設置
します。

(目標指標：大沢の里公園の用地買収 404.69 m²、案内板の設置 5 基)